

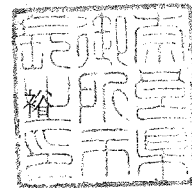


御所市条例第19号

御所市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月16日

御所市長 東川



御所市手数料徴収条例の一部を改正する条例

御所市手数料徴収条例(平成12年御所市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表26の項を削り、同表25の項を同表26の項とし、同表24の項の次に次のように加える。

(25) 住民基本台帳法第15条の4第1項、 第3項及び第4項の規定に基づく除票 の写しの交付手数料	1件につき	300円
--	-------	------

第2条の表36の項を同表38の項とし、同表35の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項」に改め、同項を同表37の項とし、同表34の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項」に改め、同項を同表36の項とし、同表27の項から33の項までを2項ずつ繰り下げ、同表26の2の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)」に改め、同項を同表28の項とし、同項の前に次のように加える。

(27) 住民基本台帳法第21条の3第1項、 第3項及び第4項の規定に基づく戸籍 の附票の除票の写しの交付手数料	1件につき	300円
--	-------	------

第6条中「第2条第34号及び第35号」を「第2条第36号及び第37号」に改める。

第6条の2第1項第1号中「第2条第34号」を「第2条第36号」に改め、同項第2号中「第2条第35号」を「第2条第37号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。